

幕末・明治初期の名誉領事（商人領事）を探る ードイツを事例としてー

国立歴史民俗博物館プロジェクト研究員

青柳正俊

ドイツ国内の公文書館に所蔵されている幕末から 1910 年代までの日本関係史料を網羅的に調査して目録化し、それら史料への日本国内でのアクセスを容易にすることで、関連研究に活用していかうとする取組が現在進められている。本報告では、その先行的な活用の一つとして私が調査中の「日本におけるドイツの商人領事」に関して中間報告を行いたい。

1 はじめに

(1) 領事とは（領事の任務）

今回報告では、19 世紀後半の実情に即して次のとおり理解して進めたい。

「(領事は) 本国、及び本国国民の、主として通商、航海及びその他の商業上の利益を保護・監督するほか、接受国に居住する本国国民に対して一般生活上の保護を与えることを任務とする」
(伊藤不二男 1954「中世の領事制度の特色ー領事の職務を中心としてー」より)

(2) 商人領事とは

⇒ 商業者（貿易商人）が兼務した名誉職の領事

※ 北ドイツ連邦領事法（1867 年 11 月 8 日制定。ドイツ帝国が成立した 1871 年以降も有効）では、領事を「Berufskonsul（職業領事）」（第 7, 8 条）と「Wahlkonsul（名誉領事/商人領事）」（第 9, 10 条）の 2 つに区分する。

・ Wahlkonsul には、市民権を有する商人が優先的に任命される（第 9 条）

・ Wahlkonsul が業務に伴い徴収した金は、領事自らの収入とする（第 10 条）

※ 現在の国際条約（「領事関係に関するウィーン条約」1963 年）では「本務領事官」(career consular) 及び「名誉領事官」(honorary consular) とされる。（第 2 条 1 項）

(3) 商人領事に対する当時の日本の見方（商人領事の何が問題であったのか）

江戸幕府

- ・ 日本の身分秩序にそぐわない（武士身分による官職専有に適合しない）
- ・ 外交使節としての任務を兼ねる商人領事への懸念

明治政府

- ・ 領事裁判を行う適格性（裁判官としての知識等）への疑問
- ・ 商人領事が行う内地通商への懸念

↓

商人領事は一般に忌避の対象とされた。しかし条約相手国の実情からして、現実には認めざるを得なかった。明治政府は、新たに条約締結を希望する国に対しては商人領事の禁止を求めたものの、一部の小国においては不平等条約改正時(1899 年)に至るまで商人領事が任命され続けた。

(鈴木祥 2014「幕末の商人領事問題」、同 2018「明治期日本における領事裁判と商人領事」より)

2 日本におけるドイツの商人領事

(1) 概要

本国から派遣された外交任務を担う有給の官吏（公使/総領事）とは別に、商人領事を多く任用した点で、ドイツは主要列強諸国の中で際立っている。

商人領事は 1860 年代末から 70 年代初めにかけて、領事配置が認められている日本の開港開市すべての地に任命された。70 年代半ばからは徐々に有給官吏（職業領事）が増え、また、重要性に乏しい領事館は廃止された。商人領事の運用は 1889 年までで一応の区切りとなった。

(2) 商人領事の任免状況（一覧）

プロイセン国王（1871 年以前）またはドイツ帝国皇帝（同年以降）によって正式な任命状が与えられた商人領事は下表(a)のとおりである。代理者(b)は、正式な領事が長期間不在となった場合に指名された。

表 1：日本におけるドイツの商人領事（一覧）

領事館	国王/皇帝から任命を受けた者(a)	備考	代理者 (b)
函館	ゲルトナー 1865-1873(領事)	ゲルトナー商会	ハーバー 1872
横浜	ギルデマイスター 1867-1868(領事)	クニフラー商会	
	ライス 1869-1871(領事)	シュルツェ・ライス商会	
長崎	クニフラー 1863-1867(副領事)	クニフラー商会	リンダウ 1865-1867 ハルトマン 1865-1866 シュッター 1868-71 イヴェルセン 1873-1874
	リンダウ 1867-1871(領事)	リンダウ商会	
	ミツァー 1871-1874(領事)	シュミット・ヴェストファル商会	
	フォン・レーゼン 1874-1877(領事)	クニフラー商会	
	イヴェルセン 1877-1889(領事)	イヴェルセン商会	
神戸	エヴァース 1868-1871(副領事)	クニフラー商会	イリス 1871-1872
大阪	[レッデリン 1870 領事エージェント]	クニフラー商会	フォークト 1875
東京	ベアー 1870-1884(領事)	アーレンス商会	アーレンス 1875
新潟	ライスナー 1869-1882(領事)	ライスナー商会	ウェーバー 1870, ヘーニクハウス 1879-80,81

※ 職名（領事・副領事・領事エージェント）は途中で変更された者は、上位の職名を表示した。在任期間は職名にかかわらず通算した。離日後引き続き領事タイトルを保持した者は、その期間を含む。

※ 「領事エージェント Konsularagent」は領事法に規定されている正式な職名であるが、国王/皇帝から任命状は与えられない。

※ 代理者(b)のうち下線を付した者は正式任命者(a)との重複者を示す。

※ 領事は、①「任命状」（国王/皇帝から領事受任者へ）、②「指令書」（本国宰相から領事受任者へ）、③「宣誓書」（領事受任者から本国政府へ）、④「認可状」（接受国から派遣国へ）、の4つの手続きを経て着任することとされていた（北ドイツ連邦領事法）。

◇ クニフラー（長崎） Louis Kniffler

- ・ 1859 年に来日し、開港直後の長崎、横浜にクニフラー商会を開いた。
- ・ 両国条約発効時（1863 年）から副領事を務めた。最初に日本で任命されたドイツの商人領事。
- ・ 1866 年に帰国。その後も会社は順調に発展し、1880 年からイリス商会に引き継がれた。
- ・ クニフラー商会からは多くの領事が輩出された。

◇ ゲルトナー（函館）Conrad Gärtner

- ・1861 年に来日、65 年から 71 年まで領事職。戊辰戦争期の蝦夷地開墾地租借への関与で知られる。

◇ ベアー（東京）Martin Bair

- ・1869 年から 1881 年まで築地で商業活動。アーレンス商会の共同経営者。
- ・会社は政府契約を重視して発展した。廃社後は高田商会に引き継がれた。

（宮島久雄 1986 「マルチン・ベアについて」 より）

◇ ライスナー（新潟）Adolph Leysner

- ・1869 年から 1882 年まで領事を務めた。当初はウェーバー・ライスナー商会、1874 年から独立してライスナー商会を経営した。

※ 領事であることの商業活動上のメリット

- ・欧米の取引先及び日本の役人・官吏に対して、個人・会社としての信用力が高まる。
- ・本国からの来訪者が領事館を訪れることから、情報が集まる。
- ・本国への年次報告書作成の必要から、日本税関から詳しい貿易関連情報を得られる。
- ・法的係争案件を裁く権限がある（領事裁判）。

（Katja Schmidt pott 2009 「Handel ist Wandel」 より）

表 2：日本におけるドイツの商人領事（変遷）

領事館	プロイセンとの条約時 (1863-1869)	北ドイツ連邦との条約時 (1869-1871)	ドイツ帝国成立時の ブランド提案 (1871)
	(総)領事(・代理公使)ブランド	代理公使・総領事 ブランド	弁理公使・総領事 ブランド
函 館	ゲルトナー 1865-	<u>ゲルトナー</u> ※	当面は保留 →【空席】
横 浜	ギルデマイスター 1867-68	<u>ライス</u> ※ 1869-71	1871 職業領事を任命
長 崎	クニフラー 1863-67 リンダウ 1867-	<u>リンダウ</u> ※	ミリツァー
神 戸	[エヴァース 1868- 領事エージェント]	エヴァース 1869- 領事	エヴァース -1871
大 阪	—	[レッデリーン 1870- 領事エージェント]	
東 京	—	[ベアー 1870- 領事エージェント]	ベアー 1871-領事
新 潟	—	ライスナー 1869-	ライスナー

上表のとおり時系列で整理をすると、両国の条約締結以降、ドイツは日本の開港開市すべてに商人領事を配することを基本としていたことがわかる。

1871 年 5 月、ブランドが本国からドイツ帝国としての日本での領事配置について提案を求められた際、ブランドは横浜以外には引き続き商人領事を配するよう求めた。（函館ゲルトナー、横浜ライス、長崎リンダウの 3 者はすでに離日見込みであったため、後任の検討が必要であった。）

(3) ドイツ領事の具体的な業務

全世界のドイツ領事が実務上の手引書とした『ドイツ領事制度ハンドブック Handbuch des Deutschen Konsularwesens』には、次のような具体的な業務が詳細に記されていた。中でも来港船舶に関する記載の分量が多い。

- ・ 居留民登録簿の作成・管理
- ・ 戸籍事務、公証事務、各種証明書の発行
- ・ 裁判（＝領事裁判）
- ・ 要救援者への支援
- ・ 来港船舶（海軍、民間）の保護、海難事故の処理

加えて、領事には以下の2種類の年次報告書を提出するよう義務付けられていた。

- ・ 年次報告書の提出〔通商・海運〕 — 館内概況、船舶往来、輸出入 等
- ・ 同 〔領事館業務〕 — 領事館業務の報告

※ 年次報告書〔領事館業務〕の内容

① 神戸領事フォッケ（職業領事）による1873年報告の場合【要点】

- ・ 最も時間を要した業務は、居留民と日本官庁とのあらゆる種類の仲介。
- ・ 居留民から日本商人への民事裁判は15件。その他、日本官庁へは211通の書簡を発送。
- ・ 領事裁判は8件。裁判に至らずに解決した係争案件も多い。
- ・ その他、戸籍事務（死亡、婚姻）、居留地行政 等々 について

② 新潟領事ライスナー（商人領事）による1870年～1881年報告の場合【要点】

- ・ 港での交易促進のための日本当局への働きかけ（港内船確保、税関業務時間短縮の阻止、等）
- ・ 両国民のあいだの商取引に関する係争（特にドイツ商人からの訴えの処理に対する日本当局への協力、1875年は3件）。

（4）商人領事の運用

- ① 商人領事は各地一人のみが任命された。辞任に関しては本人の意思が最大限に尊重された。
なお、正式領事がタイトルを保持したまま離日する場合は往々にしてあり、その際にはトラブルとなりがちであった。
- ② 他国へ領事業務を委任することを極力忌避した（＝任地に居留する自国民の中から適当者を選んで任命することが、あくまで基本であった）。例外は次の2回である。
 - ・ 1871年、ゲルトナー離日後、函館でロシア領事への委任を試みたが、当人から断られた。
 - ・ 1875年、函館・長崎でイギリス領事へ委任した。しかし、函館での不祥事（居留ドイツ人どうしの暴力事件）を契機として、まもなく委任を解消した。

（5）公使らによる商人領事への評価

商人領事が広く運用される一方で、本国から派遣された公使ら（代理公使、総領事）は、早い段階からその妥当性を疑問視する自らの考えを本国に伝えていた。

◇ 代理公使/総領事ブランドから宰相・外務大臣ビスマルクへの書簡（1872年2月27日）

- ・ 東アジアにおいては一貫して職業領事を置くことが望ましい。
- ・ 商人領事は、自らの商業活動に影響することを恐れて接受国官吏に対して強い態度で折衝できない。
- ・ 以前と比較して船舶の往来が頻繁となっており、領事業務と商業活動の両立は困難である。

- ・ 東アジアでは、領事は居留民と現地官憲との係争に立ち入らざるを得ないケースが多い。
 - ・ 居留ドイツ商人のあいだには、競争相手でもある商人が領事を兼務することへの不信感がある。
 - ・ 商人領事を長年置いてきたハンザ諸都市からも職業領事配置の希望が出てきている。
- ◇ 臨時代理公使/総領事ホルレーベンから外務大臣ビューローへの書簡（1875年6月17日）
- ・ 商人領事の中から裁判権を委ねる適任者を見出すことは困難。
 - ・ 居留ドイツ人は商人領事の下での司法的解決を求めず、司法は実質的に休止状態。
 - ・ 職業領事が任命されている横浜と神戸に領事裁判を集中させるべき。

(6) 居留商人（神戸・長崎）からの職業領事配置の要望

- ◇ 神戸・大阪居留ドイツ人からドイツ政府への要望書 1872年4月 …… 認められる
- ・ 当地では我が国が居留民数・海運で大きな位置を占める。専門の領事に我が国の利害を代表することが実情に適っている、他の主要国はすべて専門領事がいるので、商人領事では太刀打ちできない。
- ◇ 長崎居留ドイツ人からドイツ政府への要望書 1872年5月 …… 認められず
- ・ 神戸と同じく職業領事の配置を要望する。長崎を過小評価すべきでない。

(6) 商人領事の退潮

- ① 横浜、神戸への職業領事の配置
- ・ 横浜への配置 …… 1871年から
 - ・ 神戸への配置 …… 1872年から（正式な任命は1874年から）
- ② 商人領事の権限縮小（＝領事裁判の管轄を職業領事へ集中）
- 1878年
- | | |
|---|----------------|
| { | 函館・東京・新潟 …… 横浜 |
| { | 長崎 …… 神戸 |

※ 同じ開港地に在住する他国の者へ領事裁判を委任せず、他の開港地の自国領事の管轄としたことから、日本政府は「これでは裁判に訴えを起こす日本人には不便である」としてこの措置への反対を表明した。しかしドイツは、「当面の措置として実施したい。それで不都合があれば改めて検討したい」として、予定どおり裁判管轄を集中させた。

- ③ 小規模館の廃止
- ・ 函館領事館の廃止 …… 1876年
 - ・ 新潟領事館の廃止 …… 1882年
 - ・ 東京領事館の廃止 …… 1884年
- ④ 長崎への職業領事の配置

1889年、公使館からの要望により長崎への職業領事の派遣が認められたことで、それまでの商人領事は辞任扱いとなり、この時点で日本におけるドイツの商人領事の運用はひと区切りとなった。

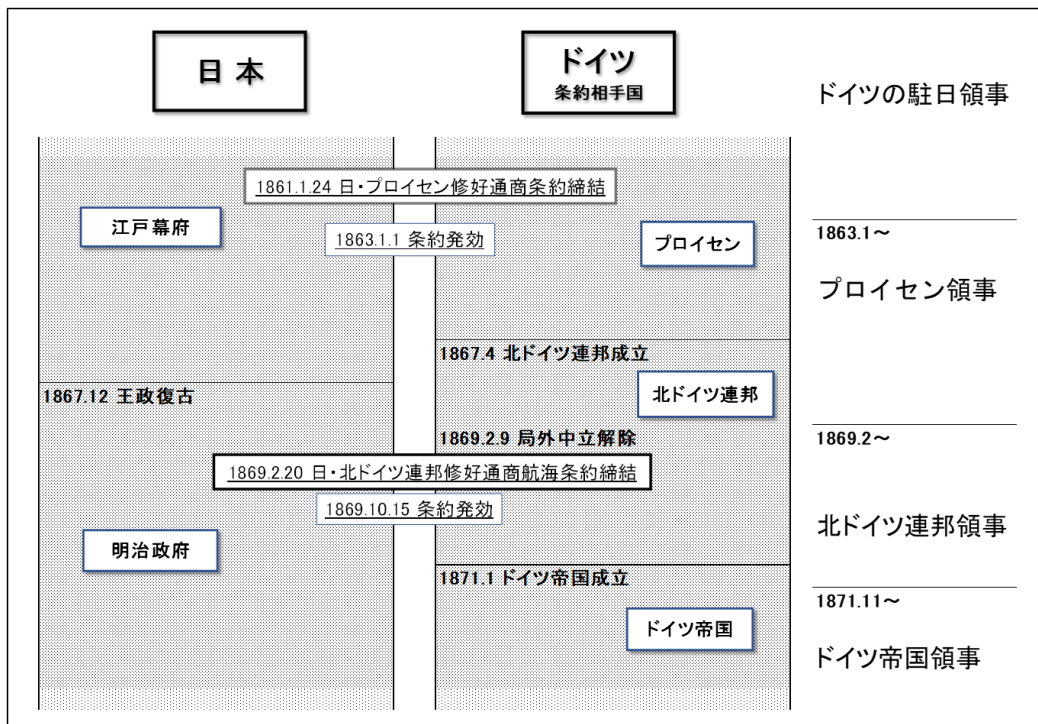
- ・ 1877年、長崎領事に商人イヴェルセンが任命されたものの、イヴェルセンは、公使館・本国政府からの再三の督促にもかかわらず年次報告書の提出を怠り続けた。そこで1888年、公使館は職業領事の長崎配置を要望し、翌1889年には領事臨時代行として職業領事が赴任して、最終的にはイヴェルセンを辞任させた。

3 報告のまとめ

- (1) 日本は、条約相手国が任命する商人領事を一般に忌避の対象としたが、相手国の実情からして、これを受け入れざるを得なかった。とりわけドイツは、1863年の両国条約発効以降、条約上認められた日本のすべての開港開市において自国商人を領事に任命することを基本とした。
- (2) 領事に任命された商人にとっては、領事を兼務することは本業にメリットを与えるものでもあった。だがドイツ商人コミュニティの中では、むしろ職業領事を望む声もあった。
- (3) 駐日ドイツ公使ら（自らは有給官吏）は、明治のかなり早い段階（1870年代前半）で、日本における商人領事の限界を本国に対して伝えた。とりわけ、領事裁判を執行するための知識・能力の不足、及び繁忙化する本業及び領事業務の両立の困難さが問題とされた。
- (4) ドイツの商人領事は徐々に退潮傾向となり、1880年代末でひと区切りを迎えた。

参考：日本、ドイツの政治変革と両国条約との関係

- ・ 1861年1月、江戸幕府とプロイセンとの間で修好通商条約が締結された。当時ドイツは30以上の国（領邦）・自由市に分かれており、プロイセンはその中の最も有力な国であった。同条約は1863年1月に発効された。
- ・ 1867年4月、プロイセンを中心とする国家連合である北ドイツ連邦が成立した。
- ・ その後、日本では明治新政府が成立し、1869年2月、北ドイツ連邦とのあいだで修好通商航海条約が締結された。（条約発効は同年10月とされていたが、実際にはそれ以前から公使代理・領事が任命されている。）
- ・ 北ドイツ連邦との上記条約は、1871年1月のドイツ統一後のドイツ帝国に含まれる南部4国を締結当事者としてすでに含むものであった。そのため、ドイツ帝国成立にあたって新たに条約が締結されることはなかった。
- ・ ドイツ帝国としての領事は、同年11月以降任命された。
- ・ 以上を図示すると次のとおりである。



- ※ ドイツ所在日本関係史料の研究資源化の取組については、『歴博』209号（2018年7月）掲載の特集記事「ドイツ日本関係資料の可能性」を参照。本報告は、この取組の対象とされている以下の史料に基づいたものである。

本報告の典拠史料

Geheimes Archiv Preußischer Kulturbesitz（プロイセン枢密文書館）所蔵

III. HA MdA, II-737 : Konsulate in Japan (Bd. 2)

III. HA MdA, II-738 : Konsulate in Japan (Bd. 3)

III. HA MdA, II-741 : Konsulat in Nagasaki/Japan

III. HA MdA, II-743 : Konsulat in Yokohama/Japan (Bd. 2)

Bundesarchiv, Berlin/Lichterfelde（ドイツ連邦公文書館）所蔵

R901-33219 : Nachrichten und Berichte der königlichen Konsuln in Japan (Bd. 2)

R901-33220 : Nachrichten und Berichte der königlichen Konsuln in Japan (Bd. 3)

Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes（外務省政治文書館）所蔵

RZ 613/252866 : Generalkonsulat und Konsulate in Japan (Bd. 1)

RZ 613/252867 : Generalkonsulat und Konsulate in Japan (Bd. 2)

RZ 613/252868 : Hakodate

RZ 613/252869 : Hiogo und Osaka (Bd. 1)

RZ 613/252876 : Nagasaki (Bd. 1)

RZ 613/252877 : Nagasaki (Bd. 2)

RZ 613/252881 : Niegata

RZ 613/252882 : Yokohama (Bd. 1)

RZ 613/252893 : Jeddo